

発信元	琴浦町
担当課	建設住宅課 住宅係
担当者	岡田孝英
連絡先	0 8 5 8 - 5 5 - 7 8 0 5
令和6年5月14日（火）	

「 琴浦町危険空き家の略式代執行 」

- 危険空き家の解体を琴浦町が略式代執行します。
- 当日、危険空き家前で代執行宣言を行います。

- 【主 催】 琴浦町（問合せ先：琴浦町役場建設住宅課 住宅係）
- 【日 時】 **令和6年5月20日（月） 午前9時30分～**
※午前9時30分に代執行宣言を行います。
- 【場 所】 八橋6区の危険空き家（琴浦町大字八橋1517番地）
※詳細は別紙のとおりです。
- 【取材依頼】 **代執行宣言をして、略式代執行をする様子取材し
てください。**
- 【事業紹介】

該当の危険空き家は破損がひどく、崩壊する恐れがあります。

所有者は死亡され、相続人は死亡又は相続放棄され、所有者が不存在です。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき略式代執行で除却します。

当日の午前9時00分に代執行宣言をします。

代執行責任者：琴浦町役場建設住宅課長 黒田武

「行政代執行」とは
特定空き家の所有者等に代わって行政が強制的に行なう解体等の措置
「略式代執行」とは
特定空き家の所有者等が特定できない場合、行政が行なう解体等の措置
「危険空き家」「特定空き家」とは
倒壊等著しく危険な状態にある空き家で、空き家対策審議会に諮問し、市町村長が 定めた空き家

- 〔鳥取県内の代執行〕
- 〈略式代執行〉計11件 鳥取市2件、米子市3件、倉吉市2件、
琴浦町2件（今回で3件目）、北栄町1件、江府町1件
- 〈行政代執行〉 計4件 鳥取市2件、倉吉市1件、江府町1件

駐車場

危険空き家

